



町民の皆さまへ

発熱等の症状がある方の医療機関の受診に関するお願い

患者さんの安全を守るため、医療体制を維持するため、
必ず事前に電話をしてから受診しましょう。

発熱等の風邪症状あり(数日前の発熱を含む)



**事前に
電話して受診 !!**



かかりつけ医や
身近な医療機関



「かかりつけ医がない」「どこを受診するか迷う」などの場合は、『**受診相談センター**』までご連絡ください。

☎089-909-3483



コロナに関する一般相談窓口はこちら → ☎089-909-3468

ご協力よろしくお願ひします。

R2.11作成

城辺保健福祉センター 73-7400

■新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

町ホームページに、新型コロナウイルス感染症関連のお知らせを掲載しています。

|| 問：保健福祉課 電話：72-1212



愛南町
ホーム
ページ



年末年始に向けた感染防止対策 (会 食 編)

- これから、年末年始にかけて人が多く集まる行事が続きますが、基本的な感染防止対策の徹底を心掛けましょう。

<感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫>

- 少人数、短時間で行う
- 体調が悪い時は参加しない
- 箸やコップは自分専用を使う
- 席は斜め向かいに座る
- 会話はできるだけ小声です
- 深酒、はしご酒をしない
- 換気を適切にする

<全ての場面でこれからも守ってほしいこと>

- ◎ 3密回避
- ◎ 手洗いとアルコール消毒の徹底
- ◎ マスクの着用
- ◎ 接触確認アプリ(COCoA)と、えひめコロナお知らせネットの活用

愛南町新型コロナウイルス感染症対策本部
R2.11作成

STOP!コロナ差別～愛顔を守ろう～

私たちの敵は「人」ではなく「ウイルス」です。インターネット、SNSなどでの無責任な情報発信はせず、思いやりの気持ちを持ち、差別や偏見をなくしていきましょう。

【人権に関する電話相談窓口】

愛媛県人権啓発センター 電話：089-941-8037

みんなの人権110番 電話：0570-003-110（最寄りの法務局につながります）

|| 問：愛媛県人権対策課 電話：089-912-2456



感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクログ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、屋カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。





お忘れではないですか？



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染拡大の影響で売上げが減少するなど、影響を受けている事業者の皆さまに対して、町が行う支援施策を再度ご紹介します(R2.12.1現在)。なお、申請書等の必要書類は商工観光課にあるほか、町ホームページからもダウンロードできます。



愛南町
ホーム
ページ

1. 持続化応援一時金（国の持続化給付金の対象にならない方向け）町

対象	農業、漁業、製造業、飲食業、小売業など幅広い業種で、町内で事業収入（売上げ）を得ている中小法人等（医療法人・NPO法人等を含む）・個人事業者
交付額	以下の計算方法で得られる差額を交付額とする。 ※ただし、中小法人等は 50 万円、個人事業者は 30 万円を上限とする。
計算方法	（前年の連続する 3 カ月の事業収入（売上げ）合計）－（本年の対象月を含む同連続する 3 カ月の事業収入（売上げ）合計） ※昨年創業した事業者について、算定の特例あり
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に事業所または住所等がある。 ・令和 2 年のうち任意のひと月において、前年同月比で事業収入（売上げ）が <u>20%以上 50%未満</u>減少した月がある。
必要書類	<p>ア. 交付申請書 イ. 町税等の滞納がない旨の申出書 ウ. 交付請求書 エ. 本年と前年の事業収入（売上げ）を確認できる書類の写し（税申告方法により違いあり）</p> <p>本年：下記①または売上台帳など 前年：法人…下記②と③ 個人事業主（青色申告者）…下記④と⑤ 個人事業主（白色申告者）…下記①と④ 個人事業主（住民税申告者）…下記①と⑥</p> <p>①事業収入（売上げ）比較表（町様式） ②確定申告書別表一 ③法人事業概況説明書 ④確定申告書第一表 ⑤所得税青色申告決算書 ⑥住民税申告書</p>

3. 中小企業者経営安定化支援金と重複して受給できません。

2. 賃貸料・固定資産税相当額補助金（商工業者向け）町

要件	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に事業所がある。 ・売上げが前年と比べて、1 カ月以上にわたり <u>20%以上</u>減少している。 ・製造業、卸売業、小売業、サービス業、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた業種
内容	<p>「賃貸料」または「固定資産税相当額」を助成（上限 15 万円） ※いずれも店舗・事務所の 3 カ月分 住宅等と併用している店舗・事務所の場合は、該当の面積部分で算定</p>
必要書類	<p>ア. 交付申請書兼実績報告書 イ. 町税等の滞納がない旨の申出書 ウ. 交付請求書 エ. 賃貸料の場合…賃貸契約書の写しと賃貸料領収書の写し（直近 1 カ月分） 固定資産税相当額の場合…令和 2 年度固定資産税課税明細書の写し オ. 本年と前年の売上げを確認できる書類の写し（持続化応援一時金と同様）</p>



事業者向けの支援施策でご不明な点があれば、商工観光課(電話：72-7315)にお気軽にお問い合わせください。



3. 中小企業者経営安定化支援金（商工業者・農林水産事業者向け）町

要件	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に事業所または住所がある。 ・事業収入（売り上げ）が前年と比べて、1カ月以上にわたり <u>15%以上</u>減少している。 ・国、県等が新型コロナウイルス感染症対策のため創設等した次の融資制度を利用している。 <ul style="list-style-type: none"> ア. セーフティネット保証4号および5号 イ. 新型コロナウイルス感染症特別貸付 ウ. 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 エ. 小規模事業者経営改善資金融資 オ. 衛生環境激変対策特別貸付 カ. 危機関連保証 キ. 愛媛県新型コロナウイルス感染症対策資金 ク. 農林漁業セーフティネット資金 ケ. 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） コ. 経営体育成強化資金 サ. 農業近代化資金 シ. 農業経営負担軽減支援資金 ス. JAバンクえひめ新型コロナウイルス対策資金 セ. 漁業近代化資金 ソ. 災害緊急資金 タ. JF マリンバンクコロナ対策長期資金 チ. 母貝養殖緊急対策資金 NEW ツ. 真珠共販仮払資金 NEW
内容	融資額の1/3（上限50万円）を1回限り給付
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ア. 交付申請書 イ. 町税等の滞納がない旨の申出書 ウ. 交付請求書 エ. 対象の融資制度を利用していることが分かる書類（借用証書の写しなど） オ. 本年と前年の事業収入（売り上げ）を確認できる書類の写し（持続化応援一時金と同様）

1. 持続化応援一時金と重複して受給できません。

4. 新型コロナウイルス感染症感染防止用品補助金（商工業者向け）町



要件	・町内に事業所がある。
内容	<p>マスク、消毒剤等の購入費用の1/2（1事業所当たり上限5千円）を1回限り助成</p> <p>※愛南町商工会を通じてマスクを購入された方は、すでにこの助成制度を利用していますので対象外です。</p>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ア. 交付申請書兼実績報告書 イ. 町税等の滞納がない旨の申出書 ウ. 交付請求書 エ. マスク、消毒剤等を購入した領収書の写し

■ お知らせ 新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税の軽減について

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少している中小事業者等の方は、申告により事業用家屋や償却資産に係る固定資産税の軽減を受けることができます。

以下の要件を満たす中小事業者等（※1）を対象とし、以下に掲げる割合に軽減されます。

令和2年2月から10月までのうち、任意の連続する3カ月間の売上高が前年の同期間と比べて

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	全額



愛南町
ホーム
ページ

- ・事業用家屋と償却資産を対象とします（土地は含まれません）。
- ・令和3年1月4日（月）から2月1日（月）までに、認定経営革新等支援機関等（※2）の認定を受けて町に申告した者に適用します。

（※1）資本金または出資金の額が1億円以下の法人、資本または出資を有しない法人の場合は常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

（※2）本町においては、愛南町商工会、愛媛銀行、伊予銀行および宇和島信用金庫が認定されています。

詳しい手続き方法などは町ホームページをご確認いただくか、税務課にお問い合わせください。

|| 問：税務課 電話：72-7301



新型コロナウイルス感染症の影響でこころの悩みを抱えている方へ

主な相談窓口一覧



もしあなたが先の見えない不安や、生きづらさを感じるなどの様々なこころの悩みを抱えていたら、その悩みを相談してみませんか。電話では相談しづらい方には、LINEなどのSNSでも相談できます。



電話相談

こころの健康相談統一ダイヤル

電話をかけた所在地の都道府県・政令指定都市が実施している「こころの健康電話相談」等の公的な相談機関に接続します。

☎ **0570-064-556**

相談対応の曜日・時間は自治体によって異なります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/kokoro_dial.html



よりそいホットライン

どんなひとの、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決できる方法を探します。

- ・暮らしの悩みごと
- ・悩みを聞いて欲しい方
- ・DV・性暴力などの相談をしたい方
- ・外国語による相談をしたい方 など



☎ **0120-279-338**

24時間対応

<https://www.since2011.net/yorisoi/>



いのちの電話 (一般社団法人日本いのちの電話連盟)

☎ **0570-783-556**

毎日 午前10時から午後10時まで

☎ **0120-783-556**

毎日 午後4時から午後9時まで
毎月10日 午前8時から翌日午前8時まで

<https://www.inochinodenwa.org/>



チャイルドライン (NPO法人チャイルドライン支援センター)

18歳までの子どもがかけられる電話です。チャットでの相談も受け付けています。

☎ **0120-99-7777**

毎日 午後4時から午後9時まで

<https://childline.or.jp/index.html>

